

【z273】夜間等特殊業務手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（人事委員会規則で定める時間帯（午後十時から翌日の午前五時までの時間帯）において行われる業務で次に掲げるものに従事したとき					円/回
ア. 看護の業務	総合療育センターに勤務する職員	該当		該当	ア. 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 3,550円 イ. 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 3,100円 ウ. 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 2,150円
イ. 生活指導又は介助の業務	児童相談所又は社会福祉施設に勤務する職員			該当	
イ. 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 ウ. 深夜における勤務時間が二時間未満である場合					
ウ. 海上における漁業に関する調査の業務 エ. ダムの保守管理の業務 オ. 犯罪捜査のための検索、照会又は通信設備の保守の業務 カ. 犯罪の予防若しくは捜査、交通取締り又は警らの業務	水産海洋研究センターに勤務する職員 建設事務所に勤務する職員 警務部情報管理課に勤務する職員 警察署その他人事委員会規則で定める機関（地域部地域企画課及び総合運用指令課、刑事部鑑識課及び機動捜査隊、交通部交通機動隊及び高速道路交通警察隊並びに警備部災害対策課及び機動隊）に勤務する職員			該当	ア. 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は 1,100円 イ. 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合は 780円（深夜2時間未満は620円）
②正規の勤務時間以外の時間（人事委員会規則で定める時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条に規定する休日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間）を含む）において行う生徒等の指導監督及び寄宿舎等の管理の業務で勤務の時間帯その他が心身に著しく負担を与えるものに従事したとき	農業総合センター農業短期大学校その他人事委員会規則で定める機関（消防学校及び福島学園並びに附属の寄宿舎その他これに類する施設がある高等学校、中学校及び特別支援学校）に勤務する職員			該当	ア. 農作物の栽培又は家畜の飼育に関する実習の指導を伴う場合は 7,400円 イ. それ以外は 6,100円
③救急患者又は突発的に発生した事件若しくは事故のため、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情（正規の勤務時間以外の時間において、勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、同号に掲げる業務に一時間以上従事した場合）の下で、緊急の手術等の処置又は犯罪の捜査若しくは鎮圧、交通取締り等の業務に従事したとき	総合療育センター又は警察署その他人事委員会規則で定める機関（警察本部）に勤務する職員	該当		該当	円/回 1,240円
④当該課程の業務に従事したとき	夜間課程を置く高等学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの（職員の給与に関する条例第十八条の三に定める定時制通信教育手当の支給を受けない職員）				230円